

河南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の区域内において住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、温室効果ガスの削減を推進し、その経費の一部を本町が補助することにより、太陽光発電の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「システム」とは、住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電施設であって、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ及び保護装置等で構成されたものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となるシステムを設置する事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本町の区域内において、自らが所有し、かつ、居住する住宅にシステムを設置すること。
- (2) システムが未使用のものであること。
- (3) システムの設置に関して、法令等に違反していないこと。
- (4) その他別に定める要件に適合すること。

2 住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）は、1住宅（2世帯住宅含む）につき1つの補助事業とし、かつ、申請は1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 太陽電池、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計に要する経費
- (2) 配線、配線器具の購入及び据付に要する経費
- (3) 工事に要する経費
- (4) その他町長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は予算の範囲内とし、電力会社との電力受給契約書に記載されている受給最大電力の値（キロワット表示、小数第1未満の値は切り捨て、その値が

3. 5キロワットを超えるときは3. 5キロワットとする。)に30, 000円を乗じて得た額とする。ただし、その額に1, 000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した金額が、前条各号に定める補助対象経費の合計額を上回る場合は、前項の規定にかかわらず前条各号の補助対象経費の合計額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間内において、河南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)を、別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金の申請受け付けは、直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 補助金の交付予定額が予算額に達したときは、新たな申請を受け付けないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、河南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定による通知を受けた者が、やむを得ない理由により補助事業の内容を変更しようとするときは、河南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金計画変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(事業の実績報告)

第9条 第7条の規定による通知を受けた者は、事業終了後、速やかに河南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第4号)及び、その他町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付及び請求)

第10条 町長は、前条の規定による事業実績報告書等を受理したときは、書類の内容審査その他必要とする調査をし、適当と認めたときは、交付する額を確定し、河南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知し、補助金を交付する。

なお、通知を受けた者は、遅滞なく河南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前条の請求に基づき、補助対象者に補助金を支払うものとする。

(補助金等の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、補助金の交付を中止し、若しくは減額し、又は補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 補助金を目的外に使用したと認められたとき
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) 補助事業の中止又は事業の遂行の見込みがないとき
- (5) 補助事業の成績が不良と認められたとき
- (6) その他この要綱に違反したとき

(書類等の保存)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(システムの管理等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、システムをその法定耐用年数の期間中、善良な管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者は、天災地変その他補助金の交付を受けた者の責めに帰することのできない理由によりシステムが損傷又は損失したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(町長の指示)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて次に掲げる事項について指示することができる。

- (1) 売電量及び買電量データの提供
- (2) その他町長が必要と認める事項

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。